

令和 7 年高島市農業委員会第 1 回総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 1 月 1 0 日（金）
午後 1 時 3 0 分から午後 3 時 3 8 分まで
- 2 開催場所 高島市役所 新館 3 階 会議室 1 0 ・ 1 1

3 出席委員（1 6 人）

会長	6 番	中田正敏
	1 番	田中孝敏
	2 番	青谷喜代一（議事録署名委員）
	3 番	橋本久義（議事録署名委員）
	5 番	采野 哲
	7 番	前川幸雄
	8 番	古谷久栄
	9 番	上原満枝
	1 0 番	地村満信
	1 1 番	中川幸雄
	1 2 番	中江武良
	1 5 番	浅井嘉己
	1 6 番	古田卓見
	1 7 番	清水 巧
	1 8 番	足立 功
	1 9 番	石津紘子

- 4 欠席委員 3 名
- | | |
|-------|------|
| 4 番 | 高木敏一 |
| 1 3 番 | 岸田忠則 |
| 1 4 番 | 山田善嗣 |

- 5 遅参した委員 なし
- 6 傍聴人の数 なし

7 次第

1. 開会
2. 高島市農業委員憲章唱和
3. 会長挨拶
4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告事項

第 1 令和 6 年度高島市農業再生協議会第 1 回臨時総会について

第 2 令和 6 年度地域計画における「協議の場」の結果報告について

第 3 令和 6 年度農地利用状況調査について

第 4 令和 6 年農地の賃借料情報について

第 3 報告第 1 号 農地の転用事実に関する照会について

第 4 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

第 7 議案第 4 号 高島市農用地利用集積計画の決定について

第 8 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について

第 9 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて

5. 協議事項

（1）高島市農業委員会活動検討委員会の設置について

6. 連絡事項

（1）令和 7 年第 2 回総会について

・ 日 時 令和 7 年 2 月 1 0 日（月） 午後 1 時 3 0 分

・ 場 所 高島市役所新館 3 階 会議室 1 1 ・ 1 2

8. 会議に出席した職員

農林水産部農業政策課

参事

大辻 可奈子

主任

志村 大輔

主査

上原 翔

主事

南村 悠斗

9. 会議に出席した事務局職員

農業委員会事務局

局長

川崎 弘

参事

前河 康史

主任

飯田 浩一

10. 会議の概要 次のとおり

事務局	皆様、新年あけましておめでとうございます。皆様には、何かとご多用の中、ご参集いただき有難うございます。 それでは、令和 7 年第 1 回高島市農業委員会総会を開会します。 本日は、1 6 名の委員に、ご出席を賜っております。在任委員の過半数以上でありますことから、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定により本総会が成立いたしますことをご報告いたします。 欠席の委員は、4 番高木委員、1 3 番岸田委員、1 4 番 山田委員です。 本日の案件は、報告事項が 4 件。報告案件が 1 7 件。農地法に基づく許
-----	---

	可等案件として、第3条案件が6件、第4条案件が2件、第5条案件が2件、市長部局からの案件として、高島市農用地利用集積計画 案件が48件、農用地利用集積等促進計画案件が301件、農業経営改善計画の認定案件が1件、以上381件につきまして、ご審議いただくことになっております。 次に、議事参与の制限についてお願いいたします。本日、審議いただきます 議事日程第8、議案第5号「農用地利用集積等促進計画の作成について」は、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXから退席を求め、他の案件と切り離して審議・採決をいただくこととなりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。 本日、委員のお手元には、「議案書」および「報告・議事案件資料集」の2点を事前に、「高島市農業委員会総会 参考資料」を当日配布させていただいております。ご確認ください。 また、本日は、タブレットの機器メンテナンスのため、議案書の配信を停止しておりますので、ご了承ください。 なお、事前に農業委員の方から、農地中間管理機構を通じた農地の売買や異動についての制度改正の説明依頼および農地利用集積等促進計画の案における小字表記について意見をいただいておりますので、後ほど担当者から説明をさせていただきます。
事務局	改めまして、高島市農業委員会憲章の唱和をお願いします。それでは、地村副会長 よろしくをお願いします。
副会長	皆様、ご起立ください。 それでは、委員会憲章の唱和をお願いします。 議案書鏡の裏面のページをご覧ください。私が、「高島市農業委員会は」と申しあげましたら、その後が続いて、ご唱和をお願いいたします。 （唱 和）
副会長	ありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。それでは、続きまして、中田会長よりごあいさついただきます。 ごあいさつの後、総会の議事進行は、高島市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づきまして、会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします

	たします。
会長	《会 長 挨 拶》
会長	それでは、これより、「令和7年第1回 高島市農業委員会総会」を開会させていただきます。本日の議事日程に従い、会議を進めます。 日程第1「議事録署名委員の指名」につきましては、私の方から指名させていただきます。 本日の総会の議事録署名委員には、2番青谷喜代一委員、3番橋本久義委員を指名します。よろしくお願い申し上げます。
会長	次に、日程第2「報告事項」を議題とさせていただきます。 最初に、「高島市農業再生協議会第1回臨時総会について」、私が出席しましたので、簡単でございますが報告させていただきます。
会長	令和6年度高島市農業再生協議会第1回臨時総会が、令和6年12月16日に開催されました。議案については、令和5年度高島市農業再生協議会経営所得安定対策推進事業会計事業報告および収支決算、令和5年度高島市農業再生協議会高島野菜生産振興事業基金特別会計事業報告および収支決算、令和5年度高島市農業再生協議会畑作物産地形成促進事業特別会計事業報告および収支決算、令和5年度高島市再生協議会コメ新市場開拓等促進事業特別会計事業報告および収支決算、令和5年度高島市農業再生協議会化学肥料低減定着対策事業特別会計事業報告および収支決算、それぞれの事業報告と決算の承認および令和6年度高島市農業再生協議会畑作物産地形成促進事業特別会計変更計画案の承認と補正予算についても、それぞれ全員の賛成により承認されたものでございます。 また、令和7年度米の生産目標（指標）について、でございますが滋賀県において148000トン（前年対比+1900トン） 高島市において14204トン（前年対比+118トン）となったもの各ブロックで精査して実績に応じて配分させていただいたもの。各地域別では、マキノ地域2319.24トン、今津地域2440.583トン、安曇川・朽木・高島地域7126.56トン、新旭地域2317.217トン、合計で14204トンの割りふりとなったもの。 食糧農業農村基本法の改正等に向けた新たな政策目標について、食料安全保障の強化について、麦大豆の増産や合理的な価格の形成などについて検討がなされていく報告。新たな環境直接支払交付金の創設について令和

	9年度が目標年度になる。12000円が14000円程度になる。農業の持続的発展等令和7年度の通常国会で審議していく方向。地域計画に達成率については、農業振興地域以外では低調。以上でつたない説明となりましたが、これで報告に代えさせていただきたいと思います。この件について、何かご意見・ご質問がありましたらご発言ください。 よろしいですか。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第2「令和6年度地域計画における「協議の場」の結果報告については、事務局および参加をされた地区委員長より報告をお願いします。
事務局	報告します。参考資料の資料1に各地域の地域計画の取り組み状況一覧表を添付しています。ご参照ください。 去る12月26日(木)に「第3回協議の場」が開催され、マキノ地域6件、朽木地域7件、新旭地域5件、安曇川地域3件、高島地域5件、の計26件について協議があったもので、この後、計画案の縦覧公告を経て、計画の策定は、1月下旬の予定です。これにより151件の組合数に対し、今回を含め59件の地域計画が策定されることとなり、策定率は39.1%となります。それでは、出席いただきました農業委員の方に、それぞれご報告をいただきたいと思います。
会長	それでは、マキノ地域については 高木委員が欠席ですので事務局より報告をお願いします。
事務局	欠席されておられます高木委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。 今回、地域計画の策定地区は、在原以下6地区で、策定済の10地区を加えますと、16地区の地域計画が策定されることとなります。計画対象が27地区でありますので策定率は約59%となります。 内容についてですが、地域計画案につきまして審議をさせていただきまして、協議内容につきましては、各地域において、農業の課題等のお話もいただきましたが、地域計画案の原案は、特に問題がなかったところでございます。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	次に、朽木地域の計画7件について上原委員より報告をお願いします。

上原委員	朽木地域の協議の場に参加した報告をします。荒川地区となります今回、荒川地区を含め7地区で、策定済の4地区を加えますと、11地区の地域計画が策定されることとなります。 計画対象が23地区ですので、策定率は約48%となります。内容についてですが、地域計画案につきまして審議をさせていただきまして、協議内容につきましては、各地域において、農業の課題等のいろいろお話もいただきましたが、地域計画案の原案は、特に問題がなかったいうところでございます。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	次に、新旭地域の計画5件について足立委員より報告をお願いします。
足立委員	新旭地域ですが、日爪地区を含め5地区で、策定済の2地区を加えますと、7地区の地域計画が策定されることとなります。 計画対象が19地区でありますので、策定率は約37%となります。内容についてですが、地域計画案につきまして審議をさせていただきまして、協議内容につきましては、各地域において、農業の課題等のお話もいただきましたが、地域計画案の原案は、特に問題がなかったいうところでございます。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	次に、安曇川地域の計画3件について地村委員より報告をお願いします。
地村委員	安曇川地域でございますが、上古賀地区を含め3地区で、策定済の3地区を加えますと、6地区の地域計画が策定されることとなります。 それぞれいろんな課題等のお話もありましたが、地域計画案の原案は、特に問題がなかったいうところでございます。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	次に、高島地域の計画5件について山田委員が欠席されておられますので、事務局より報告をお願いします。
事務局	欠席されておられます山田委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。 今回、地域計画の策定地区は、伊黒以下5地区で、計画対象が23地区でありますので策定率は約22%となります。 内容についてですが、地域計画案につきまして審議をさせていただきまし

	て、協議内容につきましては、各地域において、農業の課題等のお話もいただきましたが、地域計画案の原案は、特に問題がなかったいうところでございます。以上で報告を終わらせていただきます。
会長	ただいま、参加いただいた地区委員長から報告をいただいたところですが、このことについて何かご意見・ご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第3「令和6年度農地利用状況調査の結果について」を事務局より報告をお願いします。
事務局	令和6年度農地利用状況調査の結果について、報告させていただきます。本日お配りしました、お手元の資料2「令和5、6年度農地パトロール状況」をご覧ください。 農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにつきましては、各地区委員会において8月を強化月間として実施いただいたところです。 全体で令和5年度は262筆、298,375㎡、令和6年度は499筆、548,141㎡。各地区別の遊休農地区分ごとの筆数、面積は表のとおりです。 令和6年度はタブレットの操作にも慣れていただき、令和5年度に対して約2倍の遊休農地、非農地判断の報告がありました。 地区委員会によっては、令和5年に報告した遊休農地を令和6年にも継続して報告いただいているケースもあり、単純に遊休農地が約2倍に増加したものとして比較はできませんが、タブレットの活用により、遊休農地の発見が幾分やりやすくなったのではないかと考えているところです。 今後といたしましては、遊休農地の所有者に対して意向調査を行い、農地利用調整活動を実施するとともに、年度末までに国に措置状況を報告いたします。以上でございます。
会長	本件について、何かご意見・ご質問はございますか。 (質疑・意見なし)
会長	次に、第4「令和6年農地の賃借料情報について」を事務局から報告させていただきます。

事務局	令和6年 農地の賃借料情報につきまして、報告させていただきます。 本日お配りしました、お手元の資料3「令和6年農地の賃借料情報」をご覧ください。以前にありました、標準小作料制度は、平成21年12月15日に農地法等の一部を改正する法律が施行され廃止されたことに伴い、農業委員会において、農地法第52条に基づく賃借料情報を提供することになり、平成22年から前年に締結された賃貸借契約の賃借料情報を合併前の旧町村ごとに集計し、公表させていただいております。 今回、令和6年1月から令和6年12月までに締結された農地の賃貸借契約における賃借料水準を、全国農業会議所が発行しております「農地の賃借料情報 提供の手引き」に基づき、集計いたしまして、「令和6年農地の賃借料情報」を作成させていただいております。 地域の実情を踏まえた賃借料の情報としまして、農地の賃貸借契約を締結される場合の参考としていただきたいと考えています。 なお、令和4年の賃借料情報から参考として使用貸借の地域別件数を掲載しております。 また、朽木地域の賃借料につきましては、集計すべき件数が少ない（2件）ため、平均、最高、最低の数値が同額となっております。 この賃借料情報は、市の広報誌「広報たかしま」3月号および市のホームページに掲載するとともに、事務局のカウンターに備え置かせていただきます。以上でございます。
会長	この件について、何かご意見・ご質問がありましたらご発言ください。
采野委員	5番采野です。農地の賃貸借契約が中間管理機構に移行された場合に、どのように活用されるのか。
事務局	令和7年4月以降はすべて中間管理機構を通じた契約となります。その中では物納は認められていません。使用貸借として契約し双方で物納をしているケースもあると聞いておりますが、実態にそぐわない状況となっています。もう少し整理が必要であるため、担当からは申し入れをしているところであります。
采野委員	具体的な方向性は決まっていないのか。
事務局	物納でこれまで対応されていた方への影響がでてくると懸念しています。機構を通じた契約に移行後も物納を継続される方が多いので、それら

	の情報を把握できるように検討していくと聞いている状況です。
采野委員	賃借料情報としては、今後も何かしらの情報提供がいただけるということか。使用貸借についてはどうか。
事務局	賃借料の金額はこれまでどおり。物納、使用貸借については、難しくなると考えています。
采野委員	ホームページで公表する方向とのことだが、令和元年度までしかデータ提供がされていないがいかがか。
事務局	ホームページについては、更新ができておりませんでした。申し訳ございません。
会長	他に、意見質疑ございませんか。
上原委員	9番上原です。朽木地域ですがどこのデータを根拠としているのか。
事務局	相対もしくは中間管理機構を通じての金額で算定しており、データとして2件しかなかったことから、このような表現となっています。
会長	過去のデータも含めて表示する必要があるのではないか。ここは表現の段階で事務局と話をしていく必要があるのではないかと考えている。
中江委員	12番中江です。実際の賃借料が掲載されているのか。各集落のデータが反映されていないのか。各集落に聞き取りすることは無いのか。
事務局	権利設定されている額で公表しています。
中江委員	各集落で定めている金額があり、この額と差が生じている。
事務局	農地の賃借料の算定については、算定基準が定められており、あくまで公表されているデータをもとに算定することとなっています。
中江委員	この額を公表することで、地域が混乱する。公表する意味が解らない。

事務局	あくまでも参考資料としていただくデータです。
中江委員	参考とならない。実際とかけ離れている。
会長	標準小作料の表示が法改正で削除されたことから、このような算定方法と表現方法に改められた。中江委員から提案いただいた意見は、現実のご意見であると承りますが、一定、統計上の一定の基準で算定したデータを公表させていただくこととなっておりますので、ご理解いただきたいところです。あくまでも標準小作料ではないので、ご理解ください。実態とかけ離れていることはありますが。
中江委員	使用貸借の件数の方が明らかに大きい。できれば、「賃料 0 円」と表記してほしい。わかりにくい。
事務局	使用貸借は 0 円という意味ですが、表現を追加表記させていただきます。
会長	他に、ご意見・ご質問はありませんか。ご意見内容でございますので、以上で、日程第 2「報告事項」を終わります。 次に、日程第 3 報告第 1 号「農地の転用事実に関する照会について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。
事務局	3 ページをお開きください。報告第 1 号。農地の転用事実に関する照会について。登記簿上の地目が農地である土地の農地以外への地目変更登記にかかる登記官からの照会が次のとおりあり、高島市農業委員会会長専決規程第 2 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、これに回答したので、同条 2 項の規定に基づき報告します。令和 7 年 1 月 10 日。高島市農業委員会会長。番号 1。土地の表示、地番 5 4 3 番 2。地目、畑。面積 7 9 3 平方メートル。現況、非農地。番号 2。地番 1 9 0 番 2。地目、畑。面積 1 7 9 平方メートル。他 1 筆。計 2 筆 4 0 0 平方メートル。現況、非農地。番号 3。地番 3 9 0 番 4。地目、田。面積 6 6 5 平方メートル。現況、非農地。番号 4。地番 3 9 0 番 1。地目、田。面積 1 7 1 9 平方メートル。他 1 筆。計 2 筆 2 2 6 4 平方メートル。現況、非農地。番号 5。地番 2 6 3 8 番。地目、田。面積 7 4 6 平方メートル。現況、非農地。番号 6。地番 4 1 2 番 1。地目、田。面積 1 2 0 6 平方メートル。現況、非農地。番号 7。地番 4 5 5 番 1。地目、畑。面積 3 3 平方メートル。現況、非農地。番号

	8。地番856番。地目、畑。面積69平方メートル。他2筆。計3筆259平方メートル。現況、非農地。番号9。地番654番1。地目、田。面積74平方メートル。他1筆。計2筆 210平方メートル。現況、非農地。番号10。地番655番3。地目、田。面積534平方メートル。現況、非農地。番号11。地番958番。地目、畑。面積115平方メートル。現況、非農地。番号12。地番846番1。地目、田。面積44平方メートル。現況、非農地。番号13。地番626番。地目、畑。面積56平方メートル。他1筆。計2筆512平方メートル。現況、非農地。番号14。地番1606番。地目、畑。面積466平方メートル。現況、非農地。番号15。地番2659番。地目、畑。面積102平方メートル。他2筆。計3筆、153平方メートル。現況、非農地。番号16。地番11番2。地目、田。面積387平方メートル。現況、非農地。番号17。地番1190番1。地目、田。面積129平方メートル。現況、非農地。計17件8916平方メートル。本案件は、前回総会以降に、大津地方法務局高島出張所から照会がありました番号1から番号17について、事務局で現地調査し、既に農地でない状況であったことを確認した後、「非農地」の旨を会長専決規程により、回答しましたのでご報告いたします。なお、法務局から照会があれば、14日以内に回答しないと登記官の裁量により登記地目が変更となります。以上でございます。
会長	以上で説明が終わりました。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	無いようでしたら、以上で、日程第3「報告第1号」を終わらせていただきます。 次に、日程第4 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当いただいた農業委員からの説明を求めます。
事務局	5ページをお開きください。高島市農委議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和7年1月10日。高島市農業委員会会長。農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定に基づく所有権の移転に関する次の許可申請について審議を求める。

	1. 所有権の移転。番号1。土地の表示、地番527番。地目、田。面積885平方メートル。地番535番。地目、田。面積201平方メートル。地番535番1。地目、田。面積161平方メートル。計3筆、1247平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集1ページから4ページをご参照ください。 申請地は、現在は使用しておらず管理地として放置しているため処分したい譲渡人と、居住地に近く規模拡大を行う上で便利が良い、苗木栽培の農業経営を行う朽木在住の譲受人が売買により所有権移転するものです。譲受人世帯における農機具の保有状況、労働力、農作業経験から、申請地を効率的に利用し耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
上原委員	9番上原です。現地確認にいきました。杉苗の栽培をしている方で、譲受人は管理ができないとのことでした。慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号2。土地の表示、地番2575番。地目、田。面積1673平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集4ページから6ページをご参照ください。 申請地は、相続により農地を所有したが、住居の移転に伴い農地の管理が難しい譲渡人と、申請地の近くに居住し、隣接地を所有し規模拡大を図りたい安曇川在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、地元で水稻と野菜で農業経営をされており、水稻は作業委託する計画で、土地改良区からの同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中川委員	11番中川です。ただいまの事務局の説明のとおりですが、譲渡人は、相続により農地を取得しましたが、ほかの集落にお住まいになられています。なかなか管理ができないということで、地元で耕作しています譲受人に耕作してもらうこととなったものです。慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号3。土地の表示、地番2802番1。地目、田。面積715平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集4ページから6ページをご参照ください。

	申請地は、相続により農地を所有したが、住居の移転に伴い農地の管理が難しい譲渡人と、申請地の近くに居住し、隣接地を所有し規模拡大を図りたい安曇川在住の譲受人との間で売買により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴は長く、地元で水稻と野菜で農業経営をされており、水稻は作業委託する計画で、土地改良区からの同意が得られている状況です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中川委員	11番中川です。ただいまの事務局の説明のとおりですが、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、これまでから譲受人が管理をしていた状況で、現地を確認させていただきました。慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号4。土地の表示、地番1373番。地目、畑。面積46平方メートル。地番1374番。地目、畑。面積85平方メートル。地番1375番。地目、畑。面積85平方メートル。地番2709番。地目、田。面積2974平方メートル。地番2962番。地目、田。面積2489平方メートル。地番1712番。地目、田。面積267平方メートル。計6筆。合計5946平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集7ページから14ページをご参照ください。 申請地は、相続により農地を所有したが、住居の移転に伴い農地の管理が難しい譲渡人と、市外に居住し、申請人が身内にあたることから、農地を守るため、農業経営を始められる大津市在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴はありませんが、水稻は作業委託し、野菜は自身において栽培する計画で、土地改良区からの同意が得られている状況です。また、申請地のうち3筆は、耕作されていない状況から令和7年3月頃を目途に農地に復元する農地復元計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
中川委員	11番中川です。ただいまの事務局の説明のとおりですが、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、現地を確認させていただきました。問題がないと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。
中江委員	12番中江です。青柳の土地については、耕作放棄地となっていたもの。令和7年3月までには、農地として原状回復させるということで同意させていただいたものです。慎重審議をよろしくお願いいたします。

事務局	番号5。土地の表示、地番393番4。地目、田。面積29平方メートル。地番616番2。地目、田。面積308平方メートル。地番616番4。地目、田。面積112平方メートル。地番1011番。地目、田。面積940平方メートル。地番1024番。地目、田。面積2323平方メートル。地番1029番1。地目、田。面積744平方メートル。地番1029番2。地目、田。面積1150平方メートル。地番1056番。地目、田。面積2246平方メートル。地番1100番。地目、畑。面積127平方メートル。地番1108番。地目、田。面積3041平方メートル。地番1109番。地目、田。面積1478平方メートル。地番1110番。地目、田。面積1478平方メートル。地番1258番。地目、田。面積1201平方メートル。地番1280番。地目、田。面積2229平方メートル。地番1324番。地目、畑。面積113平方メートル。地番1328番。地目、田。面積3083平方メートル。地番1507番。地目、田。面積3541平方メートル。計17筆、面積24143平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集14ページから26ページをご参照ください。 申請地は、高齢のため、耕作することが難しく農地を処分したい譲渡人と、市内に拠点を設けて農業経営を始めた市外在住の譲受人が規模拡大を図るため、売買により所有権移転するものです。譲受人の農作業歴は短いですが、大型機械も保有しており、水稻とほうれん草を無農薬で栽培する計画で、土地改良区からの同意が得られている状況です。また、申請地のうち2筆は、耕作されていない状況から令和7年1月から6月にかけて農地に復元する農地復元計画書が提出されています。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
浅井委員 (山田委員)	15番浅井です。山田委員から意見を伺っています。ただいまの事務局の説明のとおりです。特に問題ないことを確認させていただきました。慎重審議をよろしくお願いいたします。
事務局	番号6。土地の表示、地番2829番1。地目、田。面積683平方メートル。申請位置図等は、報告・議事案件資料集27ページから29ページをご参照ください。申請地は、兼業のため耕作することが難しく、農地を売却したい譲渡人と、申請地の近くに居住し、規模拡大を図りたい新旭在住の譲受人との間で、売買により所有権移転するものです。譲受人の農

足立委員	作業歴は長く、大型の農機具を保有し、地元で農業経営をされており、水稲および野菜を栽培する計画です。申請地を効率的に利用し、耕作を行うと認められるため、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。 18番足立です。事務局の説明のとおりです。譲受人の自宅の近くにある場所で耕作にも便利が良く、特に問題ないと思われます。慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。以上で説明が終わりました。これより、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の「所有権移転について」を審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	無いようでしたら、これより議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決を行います。「所有権の移転」番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号2の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号3の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号4の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。

会長	次に、番号５の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号６の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、「農地法第３条の規定による許可申請」のあった「所有権移転」番号１から番号６の案件は、申請のとおり許可することに、決定しました。 次に、日程第５議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	９ページをお開きください。高島市農委議案第２号。農地法第４条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和７年１月１０日。高島市農業委員会会長。農地法第４条の規定による許可申請について。 農地法第４条第１項の規定に基づく農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。１０ページをご覧ください。番号１。土地の表示、地番４６０番。地目、田。面積９０７平方メートルのうち５８０平方メートル。転用目的、農業用倉庫・通路。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の２９ページから３１ページをご参照ください。 本件は、申請者が、令和６年２月９日に３条申請により、許可を得たものでありますが、敷地内に、農業用倉庫および進入路を設置するため、４条申請を行ったものです。農地区分は、申請地は山中の集落内にあり「住宅が連たんしている」に該当するため、「第３種農地」として判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、自身の敷地に地下浸透することとしています。 なお申請地は、令和６年９月に、農地法による転用許可を得ず、農業用倉庫および進入路を造成しており、今後は農地法を遵守する旨の顛末書を添付されています。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
事務局 (高木委員)	欠席されておられます高木委員から、意見をいただいておりますので報告させていただきます。この申請地は、昨年９月に農地法の転用許可を得

事務局	ずに、農業用倉庫および進入路を造成していたことから、当人に指導し、4条申請に至ったもので、申請人は、これらの申請行為が必要である認識がなかったことから、このような事案が発生したものとされます。今後は、このような場合には、農地法の法令順守を徹底する旨の約束をしていただいたところであり、現地の確認も行い特に問題ないと判断しました。審査の程よろしくをお願いします。 番号2。土地の表示、地番20番。地目、田。面積342平方メートル。地番21番。地目、田。面積342平方メートル。計2筆。684平方メートル。転用目的、宅地分譲（専任媒介）申請位置図等は、報告・議事案件資料集の32ページから34ページをご参照ください。 本件は、周囲の宅地化が進んできたことから、自身の農地2筆を転用し、宅地分譲するもので、農地区分は、都市計画用途地域の第1種住居地域にあるため、「第3種農地」と判断され、立地基準上で許可基準を満たしていると考えます。周辺の被害防除については、雨水排水は集水柵を設置し既設道路側溝へ排水し、東側には擁壁を設置し土砂の流出等を防止します。 万一被害が生じた場合には、責任を持って対処する旨の誓約書が添付されています。なお申請地は申請人と不動産会社との間で「専任媒介契約書」が締結されており、造成後は、不動産会社が2区画の宅地販売を行うこととなります。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。以上でございます。
地村委員	10番地村です。ただいまの事務局の説明のとおりです。 この農地はJR安曇川駅に近くにあり、特に問題ないと思います。 慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」について、番号1および番号2の案件について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問が無いようですので、これより、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」採決します。番号1の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。

	全員挙手
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。
	全員挙手
会長	よって、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請」のあった、番号１および番号２については、申請のとおり許可することに決定しました。 次に、日程第６議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局および担当農業委員からそれぞれ説明をお願いします。
事務局	１１ページをお開きください。高島市農委議案第３号。農地法第５条の規定による許可申請について。上記の議案を提出する。令和７年１月１０日、高島市農業委員会会長。農地法第５条の規定による許可申請について農地法第５条第１項の規定に基づく所有権の移転にかかる農地転用に関する次の許可申請について審議を求める。 １２ページをご覧ください。１．所有権の移転。番号１。土地の表示３番１。地目、田。面積１５０７平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３４ページから３６ページをご参照ください。 本件は、譲受人が宅地分譲を行うため、田１筆を売買により譲受け、農地転用するもので、分譲宅地を６区画計画しています。 農地区分は、申請地は都市計画の用途地域 第１種中高層住居専用地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、申請地に隣接する市道の道路側溝へ放流し敷地内に擁壁を設置し土砂の流出を防止し、雑排水は公共下水道へ接続し放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されております。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年１月末から４月末の予定です。以上でございます。
前川委員	７番前川です。詳細につきましては、ただいまの事務局からの説明のと

事務局	おりです。現地確認も致しました。特に問題ないと思われます。慎重審議をよろしくお願いいたします。 番号２。土地の表示、５番４。地目、田。面積３０８平方メートル。転用目的、宅地分譲。申請位置図等は、報告・議事案件資料集の３７ページから３９ページをご参照ください。 本件は、譲受人が宅地分譲を行うため、田１筆を売買により譲受け、農地転用するもので、分譲宅地を１区画計画しています。農地区分は、申請地は都市計画の用途地域 第１種中高層住居専用地域であるため、「第３種農地」と判断され、立地基準上での許可基準を満たしていると考えられます。周辺の被害防除について、雨水排水については、申請地の北側の既設道路側溝へ放流し南東西側に擁壁を設置し農地への流出を防止し、雑排水は公共下水道へ接続し放流します。万一被害が生じた場合には、譲受人が責任を持って対処する旨の誓約書が添付されており、隣接者承諾書および土地改良区からも同意が得られている状況です。農地法の規定により審査したところ、必要書類は添付されており、許可基準を満たしていると考えます。工期は、令和７年１１月までの予定です。以上でございます。
地村委員	１０番地村です。ただいまの事務局の説明のとおりです。 この農地はＪＲ安曇川駅に西へ５００ｍ以内のところ です。現地確認をしました。特に問題ないと思います。慎重審議をよろしくお願いいたします。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請」について「所有権の移転」番号１および番号２の案件について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし)
会長	ご意見、ご質問が無いようですので、これより、議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」採決します。「所有権の移転」番号１の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	次に、番号２の案件について、申請のとおり許可することに、賛成の方

	は「挙手」をお願いします。 全員挙手。
会長	よって、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」のあった、「所有権の移転」番号1および番号2については、申請のとおり許可することに決定しました。 ここで、長時間となりましたので、ここで暫時休憩とします。再開は15時とします。 (農業政策課職員 入室)
会長	それでは、再開します。次に、日程第7議案第4号「高島市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局および農業政策課の説明をお願いします。
事務局	13ページをお開きください。高島市農委議案第4号。高島市農用地利用集積計画の決定について。上記の議案を提出する。令和7年1月10日、高島市農業委員会会長。高島市農用地利用集積計画の決定について。 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、次の高島市農用地利用集積計画を決定することについて審議を求める。1、高島市農用地利用集積計画、別紙のとおり。2、公告予定年月日、令和7年1月20日。高島市農用地利用集積計画につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課 志村と申します。私より、農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。14ページをご覧ください。 高島市農用地利用集積計画 令和7年1月20日 滋賀県高島市。 続いて、農用地利用集積計画表は15ページでございます。なお、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。 1. 利用権設定について。(1) 利用権設定農用地は45筆。(2) 利用権設定面積は69,641㎡でございます。内訳としまして新規が10筆で面積は11,769㎡、継続は35筆で面積は57,872㎡です。(3) 利用権設定者は20名。(4) 農用地利用申出者は12名でございます。(5) その他 利用権設定各筆明細は16ページから20ページのとおりでございます。1. 所有権移転について。(1) 所有権移転農用地は3筆。(2)

	所有権移転面積は7, 214㎡。(3) 所有権譲渡者(売り手)は3名。(4) 所有権譲受者(買い手)は3名。(5) その他、所有権移転各筆明細は21ページのとおりでございます 農用地利用申出者及び所有権移転譲受者15名はすべての農地について効率的に耕作し、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしているものであります。以上で農用地利用集積計画の決定についての説明とさせていただきます。 会長 以上で説明が終わりました。利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」の番号1から番号45の案件について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし) 会長 ご意見、ご質問がないようですので、これより、利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号1から番号45の案件について採決を行います。 本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 全員挙手 会長 よって、議案第4号「高島市農用地利用集積計画の決定について」利用権設定各筆明細「貸し手から借り手」番号1から番号45の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。続いて、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」の番号1から番号3の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 (質疑・意見なし) 会長 ご意見、ご質問がないようですので、これより、所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号1から番号3の案件について採決を行います。本件について、原案のとおり承認することに賛成の方は、「挙手」をお願いします。 挙手多数
--	--

会長	よって、議案第４号「高島市農用地利用集積計画の決定について」所有権移転各筆明細「売り手から買い手」番号１から番号３の案件については、原案のとおり承認することに決定しました。 次に、日程第８。議案第５号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	２２ページをお開きください。高島市農委議案第５号、農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について。上記の議案を提出する。令和７年１月１０日、高島市農業委員会会長。農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画（高島市）について意見を求める。１、農用地利用集積等促進計画（高島市）、別紙のとおり。２、公告予定年月日、令和７年２月２８日。農用地利用集積等促進計画（高島市）の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業振興課	農業政策課の南村と申します。農用地利用集積等促進計画についてご説明申し上げます。農用地利用集積等促進計画。令和７年２月２８日。滋賀県。農用地利用集積等促進計画は２４ページのとおりでございます。 こちらについても、貸し手・借り手の住所、氏名等の読み上げについては割愛させていただきます。１．促進計画案について。（１）権利設定農用地は２９８筆。（２）権利設定面積は５５５，０９９㎡。（３）農地中間管理機構に権利の設定をする者（貸し手）は１０９名。（４）権利の設定を受ける者（借り手）は３８名。（５）その他 農用地利用集積等促進計画は２５ページから４６ページのとおりでございます。２．所有権移転促進計画案について。（１）所有権移転農用地は２筆。（２）所有権移転面積は３，５６８㎡。（３）農地中間管理機構に所有権の移転をする者（出し手）は１名。（４）農地中間管理機構から所有権の移転を受ける者（受け手）は１名。（５）その他 所有権移転促進計画は４７ページから４８ページのとおりでございます。 また、事前にご質問をいただいていた中間管理機構を通した売買の概要説明と貸借・売買の小事についてお答えさせていただきます。 まず、売買の概要につきまして説明します。参考資料４をご覧ください。農地中間管理機構がホームページに公表している内容で、受付から公告までのスケジュールについては貸借申請と同様であり、その後、１～２ヶ月

	程度、登記の事務が必要になります。対象者とは場についてですが、基盤法の所有権移転と同様に、青地で認定農業者もしくは認定新規就農者であることと、そこに追加で、認定農業者・認定新規就農者以外でも地域計画内のほ場の将来の耕作者になっている方が対象として追加されます。 また、参考資料４の３ページ目をご覧ください。基盤法の所有権移転からの大きな変更点ですが、売買取引額から手数料相当の費用負担をしていただくこととなりました。資料内の計算例を参考に説明をさせていただきます。２筆の合計２００万円で売買予定の場合、売主は、２００万円から５万円と売買額の１％（７万円）を引いた額が手元に残る金額で、買主は、２００万円に５万円足した額（７万円）と登録免許税が必要となります。売買については以上となります。 二つ目の小字の件につきまして、大字と地番があればほ場の場所は確定できるということから、令和６年度より小字を省略するということとなりましたが、農業者の方々から小字がないと場所が全然わからないなどのご意見を市の方にもいただいていたこともあり、農地中間管理機構の高島窓口には意見としてあげさせていただいているところです。また、２月には中間管理事業の担当者説明会があり、その場でも意見としてあげさせていただく予定です。以上で農用地利用集積等促進計画についての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第５号「農用地利用集積等促進計画」を審議します。はじめに、３７ページ、農用地利用集積等促進計画の番号１９４および番号１９５の案件について、■に関する案件ですので、法第３１条第１項の規定により、■が退席します。これより、この案件の進行については、会長に代わり、地村副会長に進行をお願いさせていただきます。 （■ 退席）
副会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。おっしゃってください。 （質疑・意見なし）
副会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、３７ページ、番号１９４および番号１９５の案件について採決します。

	本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手 副会長 よって、３７ページ、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の番号１９４および番号１９５の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。それでは、会長へ議事を戻します。 （ 入場・着席） 会長 続いて、農用地利用集積等促進計画（一括方式）３８ページから３９ページの番号２０２番から番号２１５番、および４４ページの番号２８６番から２９１番の案件について審議します。法第３１条第１項の規定により、■番 の退席を求めます。 （ 退席） 会長 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし） 会長 ご意見、ご質問がないようですので、これより、農用地利用集積等促進計画の番号２０２番から番号２１５番および２８６番から２９１番の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手 会長 よって、議案第５号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」農用地利用集積等促進計画の番号２０２番から番号２１５番および２８６番から２９１番の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （ 入場・着席）
--	---

会長	続いて、農用地利用集積等促進計画、番号１から番号１９３および番号１９６番から番号２０１番ならびに番号２１６番から番号２８５の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１から番号１９３および番号１９６番から番号２０１番ならびに番号２１６番から番号２８５の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の作成について」農用地利用集積等促進計画、番号１から番号１９３および番号１９６番から番号２０１番ならびに番号２１６番から番号２８５の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 次に、４５ページ、農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）の番号４の案件について審議します。法第３１条第１項の規定により、■■番 ■■■■の退席を求めます。 （■■■■ 退席）
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）の番号４の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手

会長	よって、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の作成について」農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）の番号４の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 （ 入場・着席）
会長	続いて、農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）番号１から番号３および番号５の案件について審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１から番号３および番号５の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の作成について」農用地利用集積等促進計画（機構から受け手）番号１から番号３および番号５の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。 次に、４６ページ、農用地利用集積等促進計画（権利の移転）の番号１の案件について審議します。本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第５号「農用地利用集積等促進計画の作成について」農用地利用集積等促進計画（権利の移転）の番号１の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。

	次に、４７ページ、農用地利用集積等促進計画（所有権移転関係・出し手から機構）の番号１および番号２の案件ならびに４８ページ（所有権移転関係・機構から受け手）の番号１および番号２の案件については、同一案件のため、一括して審議します。
会長	本件について、ご意見やご質問はございませんか。 （質疑・意見なし）
会長	ご意見、ご質問がないようですので、これより、番号１および番号２の案件について採決します。 本件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第５号「農用地利用集積等促進計画（高島市）の作成について」農用地利用集積等促進計画（所有権移転関係・出し手から機構）の番号１および番号２ならびに（所有権移転関係・機構から受け手）の番号１および番号２の案件については、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	次に、日程第９ 議案第６号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を議題といたします。事務局および農業政策課より説明をお願いします。
事務局	４９ページをお開きください。高島市農委議案第６号、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。上記の議案を提出する。令和７年１月１０日、高島市農業委員会会長。農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて。農業経営基盤強化促進法第１２条第１項の規定に基づく農業経営改善計画の認定につき、次の認定申請について意見を求める。農業経営改善計画の概要につきましては、農林水産部農業政策課より説明させていただきます。
農業政策課	農業政策課 上原と申します。私より、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。今回申請がありました

	のは、継続案件としてマキノ地域で１件です。それでは、申請内容につきまして説明させていただきます。 ５０ページをご覧ください。■■■■■さんの農業経営改善計画の概要でございます。５年前の経営面積は３０２１ａであり、これを３０５０ａまで拡大する計画を立てられていました。地域内でのブロックローテーションにより、現状は２９７７．２ａで減少となりました。今後は、地域内の農地の集積と集約を進めていけます。 現在は、コシヒカリを中心に作付けしておられますが、高温に耐性があり、多収の品種の作付けを増やしたり、大豆栽培の新たな技術を習得し、大豆の作付けを増やし、収量の増加を図るとともに、個人販売やインターネット販売をさらに拡大し、所得の向上を図られます。また、機器の導入、ザルビオの活用による的確な肥料散布により、作業時間の短縮や作業効率の向上を図られます。以上の１件につきましては、農業政策課において慎重に聞き取りをして内容を審査しておりますこと、各関係機関からはすでに同意いただいていることを申し添えます。 以上、農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについての説明とさせていただきます。
会長	以上で説明が終わりました。これより、議案第６号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を審議します。 本件について、ご意見やご質問はございませんか。
中江委員	１２番中江です。現状の機械設備の中で、乾燥機や籾摺選別機などが見当たらないが、どのように米を処理されているのでしょうか。お答えください。また、２０２９年の目標では、多くの設備を購入する計画があがっているが、１５００万円から２０００万円くらい必要になると思うがいかがか。
農業政策課	乾燥機や籾摺選別機などについては、ＪＡに出荷されていることから、持ち合わせがないということ。また目標における多くの機械については、一度にそろえるのではなく、その中から更新や新規に購入されるということとなります。
中江委員	ドライブハローとかは使っておられないのか？
農業政策課	父親名義の機械を借用しているということです。

中江委員	これらの書類は家族経営で記入するものではないのか。
采野委員	基本、2024年は父親名義であろうと思われる。ただ単に、記載が漏れているに過ぎないのではないか。
会長	主要な農機具を記載することとなっているので、そこまで記載していないのではないか。また、将来目標の農機具については、機器の更新等に必要ことから、可能な限り計上しているということではないか。
会長	他にご意見はございませんか。ご意見、ご質問が無いようですので、これより、議案第6号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」を採決します。 番号1の案件について、原案のとおり同意することに、賛成の方は、「挙手」願います。 全員挙手
会長	よって、議案第6号「農業経営改善計画の認定につき意見を求めることについて」番号1の案件は、原案のとおり同意することに決定しました。
会長	せっかくですので、他に何かご意見ありませんか。
采野委員	5番采野です。先程の農地売買等事業の説明がありましたが、そのことについてお願いがあります。農地中間管理機構へ意見として挙げていただきたいこととして、新たな制度では5万円が手数料として必要になる。他の県では、金額が様々な状況も見られるが、この5万円の根拠が不透明であり、本当に農業者のメリットにつながるのかどうか疑問を感じる。 また、これらの制度改革について特に税制優遇措置などについても、この資料に触れられていない。他県では、パンフレット等を作成してPRされておられるので、滋賀県としても、農業者へのわかりやすい説明を心がけていただきたい。また、農地中間管理機構を利用した農地の異動についての、「小字」表記についてですが、「小字」が無い状態では、非常に探しにくく苦労している。「小字」表記の表示についても再度検討いただきたい。
農業政策課	了解しました。意見を求めることとします。

会長	他に何かご意見などございませんか。 以上で、本日予定しておりました議事日程については、ただ今をもちまして、全て終了しました。 （午後 3 時 3 8 分 議事終了）
----	--